

関 整 整 第 4 4 7 号
関 整 車 第 3 0 5 9 号
平成 1 4 年 3 月 1 5 日

自動車整備振興会
関東ブロック連絡協議会会長 殿

関東運輸局整備部長

指定自動車整備事業に係る不正行為の防止について

指定自動車整備事業制度の趣旨の徹底と業務の適正な執行については、かねてより、あらゆる機会をとらえて指導監督に努めてきたところであるが、最近、管内の指定自動車整備事業者及び自動車検査員が、点検及び検査を実施せずに保安基準適合証等を交付し、自動車検査証の有効期限の更新（いわゆるペーパー車検）を不正に行う等の不詳事案が相次いで発生した。

このような不正行為は、単に当該事業者及び従業員が法規上の処分を受けるのみにとまらず、指定自動車整備事業制度の社会的信頼を失墜させるばかりか、整備業界全体に多大の影響を及ぼすこととなり、極めて遺憾である。

ついては、かかる不正行為の絶滅を期するため、下記事項について貴傘下会員の指定自動車整備事業者に対して周知徹底を図るとともに、自動車分解整備事業者に対してもかかる不法行為に加担することのないよう併せて指導されたい。

なお、指定整備事業に係る不正行為等の風評、情報等については、傘下会員を始め関係者等から可能な限り収集し、遅滞なく陸運局へ連絡すること。

記

1. 点検・整備の受注体制の適正化について

点検・整備受注に当たっては、受け入れ点検を確実に実施するとともに、特に不正改造が認められる自動車については、整備依頼者に対し、保安基準

に適合させる整備の必要性を説明し、了解を得ること。また、現車の入庫状況を適切に把握するとともに、点検・整備が特定の作業者に集中している場合にはその理由について把握すること。

- 2．保安基準適合証及び保安基準適合標章の交付体制の適正化について
保安基準適合証及び保安基準適合標章交付責任者は、当該自動車の点検・整備及び完成検査が確実に実施されたことを指定整備記録簿、作業伝票等関係帳票類により確認するほか、必要に応じ現車との照合・確認を行うこと。
また事業経営者は、その業務の執行について確認すること。
- 3．指定自動車整備事業者関係法令遵守状況の自主点検の実施について
自主点検（特に以下の項目を重点とした）の実施方促進に努めること。
 - ・社内規定、分掌規定に則った業務運営状況
 - ・保安基準適合証の交付状況
 - ・自動車検査員の完成検査の実施及び証明状況
 - ・受け入れ点検の実施状況
 - ・点検・整備作業の実施状況
 - ・指定整備記録簿の記載（作業内容と記載内容）状況
 - ・自動車検査用機器の使用状況
 - ・自動車検査員の選任等届出状況
 - ・従業員の業務量に見合った配置状況
 - ・請求書、部品伝票等関係帳票類の整合性

(参考)

平成13年度指定自動車整備事業者の局長処分一覧表

関東運輸局整備部
平成14年3月15日現在

番号	処分年月	主な法令違反内容	法令違反の概要等	処分内容
1	平成13年5月	ペーパー車検、無保険及び保険期間不足、適合証の改ざん、記録簿虚偽記載、工員不足等	他の認証工場からの依頼等により現車の点検・整備及び検査を実施しないで適合証を交付した。また、記録簿の虚偽記載、自賠責保険に加入せずに適合証を交付した。	指定取消 検査員解任 (認証停止) 10日
2	平成13年9月	保安基準に適合しなくなるおそれのある自動車に適合証を交付	ブレーキパッドの残厚が少なく、このままでは危険で交換を要すると判断しながら、指定整備記録簿には交換したように虚偽記載し適合証を交付した。	保適交付停止 40日 検査員解任
3	平成13年10月	点検・整備及び検査を実施せずに適合証を交付	検査実施時期が早すぎたため、記録簿及び適合証の検査日等を虚偽記載し、適合証を交付した。	保適交付停止 35日 検査員解任
4	平成13年11月	整備場のミスのある車両に適合証を交付	整備ミスのあった車両について、完成検査の際に気づかずに検査を行い適合証を交付した。納車直後に走行不能事故が発生した。	保適交付停止 35日 検査員解任
5	平成13年11月	保安基準不適合車両に適合証を交付	突入防止装置が取り外されていた車両に適合証を交付した。	保適交付停止 30日 検査員解任
6	平成13年12月	点検及び検査を実施せずに適合証を交付	適合証の有効期間が切れてしまったため、検査員は点検整備及び検査を実施せずに、記録簿及び適合証の検査日を書き換え、また、交付者は交付日を書き換えて適合証を交付した。	保適交付停止 35日 検査員解任
7	平成14年1月	点検の一部及び検査を実施せず適合証を交付	検査員は業務多忙を理由に、当時の納車時間に間に合わせるために検査を行わず、適合証を代務交付した。	保適交付停止 40日 検査員解任
8	平成14年2月	同上	事業場管理責任者(兼検査員)は、必要となる検査にも係わらずこれを実施せず、かつ、検査を実施せずに適合証を交付した。	保適交付停止 20日 検査員解任
9	平成14年3月	他の事業場での整備車両を検査し、適合証を交付(いわゆる大牟田方式)及び記録簿の虚偽記載	同一事業者の認証工場に検査員が出向いて整備作業を実施した車両について検査のみ実施し、適合証を交付した。	指定取消 検査員解任
10	平成14年3月	ペーパー車検、保安基準不適合車両に適合証等を交付、記録簿の虚偽記載、整備主任者、検査員等の変更未届出	現車が持ち込まれない車両に適合証等を交付した。また、窓ガラスに着色フィルム貼付、番号灯不点灯等保安基準に適合しない車両に適合証等を交付した。	指定取消 検査員解任 (認証停止) 10日